

2018年度リスト規制改正（2019.1.9 施行）に関する意見提出結果

米満 啓

11月9日、本年度リスト規制改正への意見公募結果が、省令・告示等の正式版とともに公表されました。当事務所から提出した意見9本の結果を記します。

1. 要約

意見要旨	結果
<p>【意見1】 輸出令別表第1の2項(48)</p> <p>① 「トリチウムの製造に用いられる装置」の文言削除</p> <p>② 「用いられる装置」は「のための装置」に文言変更</p>	<p>× 不採用</p> <p>⇒異論なし</p>
<p>【意見2】 貨物等省令第1条第三十七号</p> <p>・質量分析装置の分解能閾値訂正</p>	<p>○ 採用</p>
<p>【意見3】 貨物等省令第1条第五十八号</p> <p>① 「トリチウムの製造に用いられる装置」の文言削除</p> <p>② 「用いられる装置」は「のための装置」に文言変更</p> <p>③ 《ハ》の「標的となる組立品」の表現を変更</p>	<p>× 不採用</p> <p>⇒異論なし</p>
<p>【意見4】 貨物等省令第5条第八号</p> <p>① ロ（一）の「新設」は不要ではないか？</p> <p>② 柱書の「直線上の変位を測定するためのもの」削除</p>	<p>× 不採用</p> <p>⇒異論なし</p>
<p>【意見5】 貨物等省令第6条第二十二号</p> <p>① （三）と（一）・（二）の間に重複</p> <p>② （三）の規制対象の再整理を要望</p>	<p>△ 左記に対し「上記のとおり修正する」とのことなるも修正案（新二十四号）にも「重複」が残り問題未解決</p> <p>⇒当方より「再修正案」提案中</p>
<p>【意見6】 貨物等省令第9条第八号ロ（六）</p> <p>・プラグインユニット規制をワッセナー協定(WA)に合わせ「specially designed」品への限定を明示</p>	<p>○ 採用</p>
<p>【意見7】 貨物等省令第25条第2項第三号ロ（一）</p> <p>・規制対象に「27条6項一号イ・ロ技術を用いた貨物」の試験用プログラムを追加</p>	<p>○ 採用</p>
<p>【意見8】 運用通達解釈（省令第2条の2関係）</p> <p>・「遺伝要素」の解釈表記変更</p>	<p>× 不採用</p> <p>⇒異論あり</p>
<p>【意見9】 運用通達解釈（省令第5条関係）</p> <p>「非接触型の測定装置」の解釈削除</p>	<p>× 不採用</p> <p>⇒異論なし</p>

2. 意見と結果の詳細

【意見1】 輸出令別表第1の2項(48) […先頭へ戻る](#)

<p>【改正内容】</p> <p>現行条文に「トリチウムの製造に用いられる装置の部分品」を追加 (現行条文) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 (改正条文) トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品</p>
<p>【提出意見】</p> <p>① 「トリチウムの製造に用いられる装置」を削除することを提案します。 ② 「用いられる装置」は「のための装置」に変更することを提案します。</p>
<p>【理由】</p> <p>①条文で「トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置」と「トリチウムの製造に用いられる装置」を併記したのは、根拠となるNSG規定が別々(前者がPart2の2.B.1.b、後者が2.A.4)であることを考慮した結果と推量します。 しかし第1に、前者(製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置)は、後者(製造に用いられる装置)を包含していますから、敢えて後者を表示しなくても意味は通じます。 第2に両者を併記することにより、表現に重複感が生じているように思います。</p> <p>②NSGの表現は2.B.1.bが「for tritium facilities or plants」、2.A.4が「for the production of tritium」です。これはusable(仮に偶然であっても、用いることができる≡用いられる)ではなくdesigned for(用いることができるよう意図されている)ということの意味するものと思います。</p>
<p>【11.9 結果報告 #16】</p> <p>①について；原案において、前者は「装置」を規定している一方、後者は「(装置の)部分品」を規定しているため、規定している貨物に重複はありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>②について；輸出令においては「●●に用いられる装置」という表現が一般的であることから、原案のとおりとさせていただきます</p>

※ [②の結果について一言](#)

他条項にならって「●●に用いられる装置」と表現するということについてはそれが「equipment for ●●」の意味である限り(つまり「usable for ●●」ではないという前提で)異存ありません。

心配なのは、数年後に新任の方が『equipment for ●●』の意味などとは、法令・通達のどこにも書いてないぞ。『usable for ●●』としか読めない』と言い出す可能性があります。そのようなことがないように、しっかり記録に残し引継いで下さることを祈るばかりです。

【意見2】 貨物等省令第1条第三十七号 […先頭へ戻る](#)

<p>【改正内容】</p> <p>分解能に関する規制要件の表現を変更</p> <p>(現行条文) 原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもの</p> <p>(改正条文) 二三〇における分解能が二以上のもの</p>
<p>【提出意見】</p> <p>・「二三〇における分解能が二以上」は誤り。</p> <p>「230 において質量差 2 未満を識別できる分解能」又は「230 における分解能が 115 より良い」に改めるべきだと思います。</p>
<p>【理由】</p> <p>・改正案の「230 における分解能が 2」では、115 より小さな質量差が識別できないことになってしまいます。</p>
<p>【11.9 結果報告 #14】</p> <p>・上記*のとおり、修正させていただきます。</p> <p>* 結果報告#12 で示された次の修正案を指す；</p> <p>質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が 2 3 0 以上のイオンを測定することができ、かつ、2 3 0 における原子質量の差が 2 未満のイオンを区別することができる分解能のもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源</p>
<p>【11.16 公布省令】 第 1 条第三十七号</p> <p>質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができる分解能のものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源</p>

【意見3】貨物等省令第1条第五十八号 […先頭へ戻る](#)

【改正内容】

・現行条文に「トリチウムの製造に用いられる装置の部分品」を追加。その具体的規制仕様を新設の細目《ハ》《ニ》で記述

ハ トリチウムの製造に用いられる装置であって、照射（原子炉内における照射を含む。）によりトリチウムを製造するために特に設計したリチウム（リチウム六の同位体が富化されているものに限る。）を含有する標的となる組立品（イ及びロに該当するものを除く。）

ニ トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、前号ハに該当する貨物のために特に設計した部分品

【提出意見】

- ① 「トリチウムの製造に用いられる装置」を削除することを提案します。
- ② 「用いられる装置」は「のための装置」に変更することを提案します。
- ③ 《ハ》の「標的となる組立品」は「リチウムターゲットアセンブリ」と表現した方が通じやすいと思います。

【理由】

- ① 意見1と重なりますが「トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置」と「トリチウムの製造に用いられる装置」を併記したのは、根拠となるNSG規定が別々（前者がPart2の2.B.1.b、後者が2.A.4）であることを考慮した結果と推量します。
しかし第1に、前者（製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置）は、後者（製造に用いられる装置）を包含していますから、敢えて後者を表示しなくても意味は通じます。
第2に両者を併記することにより、表現に重複感が生じているように思います。
- ②NSGの表現は2.B.1.bが「for tritium facilities or plants」、2.A.4が「for the production of tritium」です。これはusable（仮に偶然であっても用いることができる≒用いられる）ではなくdesigned for（用いることができるよう意図されている）ということの意味するものと思います。
- ③「ターゲットアセンブリ」という用語は既に定着しているので、敢えて言い換えをする必要はありません。

【11.9 結果報告 #17】

- ・①について；原案において、前者は「装置」を規定している一方、後者は「(装置の) 部分品」を規定しているため、規定している貨物に重複はありませんので、原案のとおりとさせていただきます。
- ・②について；輸出令においては「●●に用いられる装置」という表現が一般的であることから、原案のとおりとさせていただきます。
- ・③について；現行の省令においては、原則、日本語で規定することとしているが、例えば、「トリチウム」など、一般的な用語として定着しているものはそのまま規定することとしている。一方、「Target assemblies」は、研究機関などにおいては用いられている用語かもしれませんが、広辞苑や理化学事典において掲載されておらず、定着している用語とは言えないため、原案のとおりとさせていただきます。

※ ②の結果について一言

意見1と重なりますが敢えて記します。

他条項にならって「●●に用いられる装置」と表現するということについてはそれが「equipment for ●●」の意味である限り（つまり「usable for ●●」ではないという前提で）異存ありません。

心配なのは、数年後に新任の方が『equipment for ●●』の意味などとは、法令・通達のどこにも書いてないぞ。『usable for ●●』としか読めない』と言い出す可能性です。

そのようなことがないように、しっかり記録に残し後の代へ引継いで下さることを祈るばかりです。

※ ③の結果について一言

あくまでも「私は思う、あなたは思わない」レベルの話として申します。

この種の貨物を扱うのは、研究機関の人が殆どだと思います。その人たちにとっては呼びなれた「ターゲットアセンブリ」の方が通りやすいことでしょう。

逆に一般人にとっては、「標的となる組立品」と言われてもピンと来ないことでしょう。そこで色々調べたうえで「ああターゲットアセンブリと呼ばれているものことらしいな」と納得する展開の方が現実的ではないでしょうか？

【意見4】貨物等省令第5条第八号 […先頭へ戻る](#)

<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">WAの2.B.6.b.1規定に合わせて、非接触型のリニア変位計規制を新設ロ(一) 非接触型の測定装置であって、0.2mmまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2μm以下のもの	
<p>【提出意見】</p> <ul style="list-style-type: none">ロ(一)の「新設」は不要ではないでしょうか？また《ロ》柱書の「直線上の変位を測定するためのもの」も不要と思います。	
<p>【理由】</p> <p>第1条第十七号ロ(一)…下記…と重複します。</p> <table border="1"><tr><td><p>ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの</p><p>(一) 非接触型の測定システムであって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの</p></td></tr></table> <p>従来は、この重複ゆえに省令第5条八号には取り上げない方針で来ています。また最近になって国際レジームにおける関連条項が変わったわけではなさそうなので、今回の改正においても「新設」をとりやめるのが妥当かと思います。</p>	<p>ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 非接触型の測定システムであって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの</p>
<p>ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 非接触型の測定システムであって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの</p>	
<p>【11.9 結果報告 #42】</p> <p>上記*のとおり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>* #40において次の見解が示されている；</p> <p>本規定について、合意文書に規定されていることを踏まえ、合意文書と貨物等省令の対応関係を明確にするため、新たに追加したものとなります。</p>	

※ [本件については私も一つの見識と納得しました；](#)

- 2項(12)2/省令第1条第十七号ロ(一)と完全に一致(重複)することから、新設の5条八号ロ(一)で実際に規制該当となる品目は存在しない。したがって現時点でこの条項を敢えて作らなくても何ら問題はありません。(それゆえ今まで5条八号中にこのような規定が設けられていなかったのでしょうか)
- しかしこのままだと、NSGかWAの当該品目規制に内容変更があったとき、慌てて5条に規制を追加する必要性が生じ、混乱を招く可能性はあります。
- 調べたところ、実はこのような重複を承知で設けられた条項が、以前から存在していたことがわかりました。

省令第15条2項

外為令別表の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、工作機械のための数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち、輪郭制御をすることができる軸数が5以上の数値制御を可能にするために必要な技術とする。

省令第18条3項一号

数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く)

【意見5】貨物等省令第6条第二十二号 […先頭へ戻る](#)

【改正内容】

- ・2017年版WAで追加された3.C.5.b・3.C.6に合わせて、細目(二)(三)を追加；
- (一) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気の抵抗率が10,000Ωcmを超えるもの
- (二) 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が10,000Ωcmを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの
- (三) (一) 又は (二) に該当する基板であって、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

【提出意見】貨物等省令第6条第二十二号

- ① (三) と (一) (二) の間に重複があります。
- ② 原因は、規制対象を「基板」と見るか「基板で構成される材料」と見るかについて混乱が存在するためと思われます。両者の関係を分かりやすく整理の上、条文に反映されることを希望します。(それにより①も解決することと思います)

【理由】

- ① 条文を読む限り (三) は「(一) or (二) 該当基板」のうちの特殊仕様のもを指しているように見えます。すなわち (三) は「(一) or (二)」に含まれるわけですから重複規制ということになります。
- ② 上記に対応するWAの規定は

3.C.5. High resistivity materials as follows:

a. Silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN) or aluminium gallium nitride (AlGaN) semiconductor "substrates", or ingots, boules, or other preforms of those materials, having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C;…改正案(一)に相当

b. Polycrystalline "substrates" or polycrystalline ceramic "substrates", having resistivities greater than 10,000 ohm-cm at 20° C and having at least one nonepitaxial single-crystal layer of silicon (Si), silicon carbide (SiC), gallium nitride (GaN), aluminium nitride (AlN), or aluminium gallium nitride (AlGaN) on the surface of the "substrate".;…改正案(二)に相当

3.C.6. Materials, not specified by 3.C.1., consisting of a "substrate" specified by 3.C.5. with at least one epitaxial layer of silicon carbide, gallium nitride, aluminium nitride or aluminium gallium nitride. …改正案(三)に相当

(三) の対象は「Materials, consisting of a certain "substrate"」。「"substrate"そのもの」とは概念が異なるのではないのでしょうか？

【11.9 結果報告 #94】

上記*のとおり、修正させていただきます。

* 「上記の通り」とは提出意見#93 への見解

本稿では修正案を示します。

☞全文を見たい方はこちらへ (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000179891>)

【#93 当局回答】

御指摘を踏まえ、意見募集時に示した貨物等省令第六条第二十二号（一）から（三）までについて、「substrate」と「epitaxial layer」の区別が明確となるよう、以下のとおり、修正させていただきます。

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの

二十四 前二号に該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

【11.16 公布省令】貨物等省令第6条第二十二～二十四号

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの

二十四 前二号に該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

※ 修正案について一言

新しい二十四号においても「重複」は解消されていません。

「前二号に該当する基板であってコレコレのもの」という書きぶりからも明らかのように、二十四号に該当する貨物は、必ず「前二号に該当する基板」だからです。条文の再修正は不可避です。

【意見6】 貨物等省令第9条第八号ロ（六） […先頭へ戻る](#)

【改正内容】

モジュール式カメラ用プラグインユニットの規制において、規制に関連付けられるカメラ本体の種類を電子式カメラに限定

（現行条文）モジュール式の構造を有する映画撮影機、機械式のカメラ、ストリークカメラ、電子式のフレーミングカメラ又は電子式のカメラに使用することができるプラグインユニット
（改正条文）モジュール式の構造を有する電子式のカメラ（(三) から (五) までに該当するものに限る。）に使用することができるプラグインユニット

【提出意見】

「使用することができるプラグインユニット」は「特に設計されたプラグインユニット」に改めるべきではないでしょうか？

【理由】

WA の 6. A. 3. a. 6 は「Specially designed」という表現をしています。「使用することができる=usable」より「特に設計された」の方が原文に忠実です。

6. A. 3. a. 6

6. Plug-ins having all of the following characteristics:

- a. **Specially designed** for instrumentation cameras which have modular structures and which are specified by 6. A. 3. a. ; and
- b. Enabling these cameras to meet the characteristics specified by 6. A. 3. a. 3., 6. A. 3. a. 4. or 6. A. 3. a. 5., according to the manufacturer's specifications;

【11.9 結果報告 #127】

御指摘を踏まえ、「特に設計したプラグインユニット」に修正させていただきます。

【11.16 公布省令】 第9条第八号ロ（六）

モジュール式の構造を有する電子式のカメラ（(三) から (五) までに該当するものに限る。）のために**特に設計した**プラグインユニットであって、(三) から (五) までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの

【意見7】貨物等省令第25条第2項第三号ロ(一) […先頭へ戻る](#)

【改正内容】

航空機用ガスタービンエンジンの試験用プログラム規制において、試験対象エンジンの種類を限定する文言を追加

(現行条文) 航空機用ガスタービンエンジン又はその部分品の試験のためのプログラムであって
実時間でデータを収集、処理及び解析し、かつ、試験中にフィードバック制御を行うように
設計したもの

(改正条文) 「プログラムであって」と「実時間でデータを収集…」の間に、次の規制要件を追加し、試験対象エンジンの種類を限定；

(一) 次のいずれかに該当するものの試験のために特に設計したもの

- 1 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品であって、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくはヲ、同項第三号又は第四号のいずれかに該当する技術を用いたもの
- 2 バイパス流路又はコア流路を提供する多段圧縮機であって、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくはヲ又は同項第三号のいずれかに該当する技術を用いた航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計したもの

【提出意見】

(一)に「第27条第6項第一号イ又はロに該当する技術を用いたもの」を加えることを提案します。

【理由】

根拠となるWAの9.D.4.bの規制要件1.aは次のように記述されています；

1. Specially designed for testing any of the following:

- a. Aero gas turbine engines, assemblies or components, incorporating "technology" specified by 9.E.3.a., 9.E.3.h. or 9.E.3.i.;

そこで「9.E.3.a., 9.E.3.h. or 9.E.3.i 該当の技術」に対応する省令規定を調べると

WA	省令
9.E.3.a.1 …made from directionally solidified (DS) or single crystal (SC) alloys	27条6項一号イ…一方向性凝固又は単結晶の合金で
9.E.3.a.2 …Combustors	25条3項二号イ…燃焼器
9.E.3.a.3.a…above 588 K (315° C)	27条6項一号ロ…315度を超える温度で
9.E.3.a.3.b…manufactured from certain composites	25条3項二号イ…「～を原材料として製造されたもの」
9.E.3.a.3.c…stators etc. not specified in 9.E.3.a.3.a	25条3項二号ヲ…ステーター等々で 27条6項一号ロに該当しないもの
9.E.3.a.4…Uncooled turbine blades etc.	25条3項二号ハ…無冷却式のタービンブレード等々
9.E.3.a.5…Cooled turbine blades etc.	25条3項二号ニ…冷却式のタービンブレード等々

	ド等々
9.E.3.a.6…using solid state joining	25 条 3 項 二 号 ホ … 固 相 接 合 法 を 用 い て
9.E.3.a.7 …using "diffusion bonding"	25 条 3 項 二 号 ヘ … 拡 散 接 合 法 を 用 い た
9.E.3.a.8 …'Damage tolerant'	25 条 3 項 二 号 ト … 損 傷 許 容 設 計 さ れ た
9.E.3.h…for "FADEC systems"	25 条 3 項 三 号 … フ ル オ ー ソ リ テ ィ ー デ ジ タ ル エ ン ジ ン 制 御 シ ス テ ム の
9.E.3.i…for adjustable flow path systems	25 条 3 項 四 号 … 流 路 の 形 状 を 可 変 に す る た め の

改正原案のままでは 9.E.3.a.1 と 9.E.3.a.3.a の技術を用いた装置が漏れてしまうようです。

なお、9.D.4.b は VSL には掲載されていないので、27 条 6 項技術を用いた品目の試験プログラムであっても、プログラムとしては省令 25 条で扱うべきものであり、原案のままでは 25 条において漏れが生ずると考えます。

【11.9 結果報告 #149】

・御指摘を踏まえ、修正させていただきます。なお、意見中の表のうち、9.E.3.a.3.b に対応するものは第二十五条第三項第二号イではなく、同号ロの誤記かと思えます。

【11.16 公布省令】 第 25 条第 2 項第三号ロ(一)

1 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品であつて、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくはヲ、同項第三号若しくは第四号又は**第二十七条第六項第一号**のいずれかに該当する技術を用いたもの

【意見8】運用通達解釈（省令第2条の2関係） […先頭へ戻る](#)

【改正内容】 省令第2条の2第六号に新登場の「遺伝要素」の用語解釈を新設	
遺伝要素	遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかは問わないものという
【提出意見】 「問わないものをいう」は「問わないものとする」に変更することを提案します。	
【理由】 「問わないものをいう」は日本語として不自然だと思います。（たとえば「日本国民；男子か女子かを問わないものをいう」などと言うのでしょうか？） 現行の運用通達を見ても下記のように「～とする」スタイルの事例はあります。 下記で文末（下線部）を取って「判定するものをいう」に変更しようという人はいないでしょう。	
輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて <u>判定するものとする</u> 。
【11.9 結果報告 #28】 御指摘の点について、「遺伝的に改変されているかどうか、・・・合成されているかどうかは問わないものをいう。」は「遺伝要素」の定義を規定しているため、「●●をいう。」と規定しております。一方、「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」は、判定方法を規定しているものであって、定義を規定しているわけではないことから、異なる規定ぶりとしております。このため、原案のとおりとさせていただきます。	

※本件回答は率直に言って私の理解を超えています。

①もしそれが「遺伝要素の定義」であるならば、たとえば下記はどうなるでしょう？

例1；大豆やトウモロコシ（遺伝子組み換えのものとならないものが区別されている）
⇒これは「遺伝的に改変されているかどうかを問うもの」だから No？

例2；店頭で売られている鮮魚（大抵は「遺伝的に改変されていない」と思われるが取えて改変有無を問う場面はなさそう）
⇒これは「遺伝的に改変されているかどうかを問わないもの」だから Yes？

例3；みなさんや私（「遺伝的に改変されていない」筈ですがそれを「問われる」場面なし）
⇒これは「遺伝的に改変されているかどうかを問わないもの」だから Yes？

例4；靴の材料（「化学的に合成された」クラリーノと天然皮革の区別は重要）
⇒これは「化学的に合成されているかどうかを問うもの」だから No？
これは 相当に面白い 事態といえそうです。

②要するに「遺伝要素か否か迷うもの」についての話である旨を前提しなければ、この規定は意味を持ちません。つまり「遺伝物質らしきもの」のうち「遺伝要素として扱うもの」の範囲を定めたものなのです。よってこれは「定義」ではなく「判定方法」の規定なのです。

※規定改正に当たり、現行通達の「遺伝子」解釈の書きぶりを堅持したいという御趣旨があったかと推察しますが、私はそもそも元の書きぶり（下記）がおかしかったように思います。

遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。
-----	--

折角の大改正の機会ですから、直せるものは直しておいては如何でしょうか？

【意見9】 運用通達解釈（省令5条関係） […先頭へ戻る](#)

【改正内容】 「非接触型の測定装置」の解釈を新設	
非接触型の測定装置	一方向の向き及び大きさを有するベクトルであって、測定子(プローブ)と被測定物との間の距離の変化を連続して測定するように設計されたものをいう。(測定レンジの如何を問わない。)
【提出意見】 「非接触型の測定装置」の解釈削除を提案します。	
【理由】 今回の提出意見4で述べたように、省令5条八号ロ(一)の新設は不要と思います。 したがって省令5条八号ロ(一)に関連する用語解釈も必要ありません。	
【11.9 結果報告 #43】 上記*のとおり、原案のとおりとさせていただきます。 * #40において次の見解が示されている； 本規定について、合意文書に規定されていることを踏まえ、合意文書と貨物等省令の対応関係を明確にするため、新たに追加したものとなります。	

※意見4でも述べたように、本件については私も納得しました。